別記様式第２号（第１０条関係）

|  |
| --- |
| 型式評価等の実施に関する契約書（例示）日本消防検定協会理事長－－－－－（以下「甲」という。）と－－－－－（以下「乙」という。）は、次の条項によって、受託評価業務規程（以下「規程」という。）第１０条第２項に基づき、型式評価及び型式適合評価（以下「型式評価等」という。）に関する契約を締結する。第１条　乙は、総合評価の評価結果を受けた消防用機械器具等と同一の製品に、第５条に規定する表示を付して出荷しようとするときは、次に定めるところにより、甲が行う型式評価等を受けるものとする。(1) 型式評価ア　消防用機械器具等①　種　別②　型　式③　商品名イ　総合評価の結果通知日　通 知 日　　　　　年　　月　　日（検虎第　　　　号）ウ　型式評価に必要な試験を実施する場所　日本消防検定協会（必要に応じて乙の希望する場所とする。）エ　業務委託の有無オ　型式評価（型式変更評価）の完了の時期　型式評価依頼受理後　　　　　月以内（型式変更評価依頼後　　　月以内）とする。カ　試料数量①　型式評価②　型式変更評価③　更新　　　　キ　手数料①　型式評価手数料　　　　　　　　　　　円（消費税別）②　型式変更評価手数料　　　　　　　　　円（消費税別）③　交通費　　　　　　　　　　　　　　　円（乙が希望する場所での受検に限る。）④　その他　受託評価手数料規程に定める手数料の額(2) 型式適合評価ア　型式適合評価を実施する場所イ　型式適合評価の完了の時期型式適合評価受検希望日から１０日以内ウ　手数料①　型式適合評価手数料　　　　　　　　　　円（消費税別）②　交通費　　　　　　　　　　　　　　　　円第２条　甲は、型式評価の結果が良好なときは、型式番号（試験番号を含む。）を付与し、当該型式番号及び次条第１項に定める有効期限を通知するものとする。第３条　前条の型式番号は、当該通知を受けた日から５年の期間に限り有効なものとする。２　乙は、前項の型式番号の有効期限を規程に定めるところにより更新することができるものとする。第４条　甲は、乙の取得した型式評価結果及び型式適合評価の結果について、規程に定める要件に該当するときは、それぞれの結果を取り消すことができるものとする。第５条　甲は、型式適合評価の結果が規程第７条に基づき通知した技術上の基準に適合するときは、規程第３０条第１項に基づく合格の表示を付すものとする。第６条　乙は、前条の表示が付される消防用機械器具等に係るものを除き、カタログ等に評価に適合しているかのような記載を行わないものとする。第７条　甲は、天災その他やむを得ない事由が生じ型式評価等の業務を継続することが困難となったときは、この契約を解除することができるものとする。第８条　甲及び乙は、双方互いに相手方がこの契約の条項に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。第９条　前２条の場合においては、甲はこの解約により乙に生じる一切の損害につき、その責を免れるものとし、型式評価等の準備を開始したとき以降においては、当該型式評価等に係る手数料は返還しないものとする。第１０条　甲は、「依頼品」に関係する工業所有権等に関しては、一切関知しないものとする。第１１条　この契約を変更する必要が生じたときは、甲乙協議の上変更するものとする。第１２条　型式評価等に係る取り扱いについては、第１条から前条までに定めるほか、規程に定めるところによるものとする。上記契約の締結を証するため、この証書２通を作成し、双方記名押印の上各１通を保有するものとする。　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　東京都調布市深大寺東町４丁目３５番地１６　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日本消防検定協会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　 　　　　　　　　　　　　　　　　印　　　　　　　　　　　　　　　　乙 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |